

### 第3章 認知症のある人の社会参加の機会の確保等

#### 【目指すべき姿】

都民一人ひとりが、認知症になってからも生きがいや希望を持ち、個性と能力を十分に発揮できる。

#### 【現状と課題】

##### <認知症のある人の社会参加>

- 認知症になってからも元気で心豊かに自分らしく過ごすには、一人ひとりの希望に応じて地域や社会で活躍できるとともに、他者と交流できる環境を整えることが求められています。
- 他者と交流できる社会参加の場では、その場に単身で通うことが難しい方への支援や、若年性認知症のある人も利用できる場をつくることなども課題となっています。
- 認知症になってからも支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりも必要です。
- 東京都は、令和元年12月に施行した「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき、ソーシャルファームの創設及び活動の促進に向けて取り組んでいます。

##### <若年性認知症のある人への支援>

- 若年性認知症は働き盛り世代で発症するため、就労の継続、経済的な問題、配偶者と親など複数の人を同時に介護する多重介護になった場合の対応のほか、若年性認知症のある人のニーズに合ったケアを提供する社会資源が少ないことなど、高齢期に発症する認知症とは異なり、多分野にわたる課題が存在します。
- 若年性認知症のある人が利用できるサービスとしては障害福祉サービスの就労継続支援B型などがありますが、通うことが難しい場合や本人のニーズと合わない場合もあります。
- 若年性認知症のある人は認知症高齢者に比べて数が少ないことから、区市町村では支援のノウハウを蓄積することが難しい状況にあります。
- 東京都は、平成24年5月に設置した東京都若年性認知症総合支援センターと、平成28年11月に設置した東京都多摩若年性認知症総合支援センターに、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、経済的な問題や多重介護など様々な相談にワンストップで対応するなど、若年性認知症のある人と家族等を支援しています。
- 若年性認知症のある人を含む様々な事情を抱える従業員について、事業主が雇用を継続できるよう支援する必要があります。

## 【施策の方向】

### ＜認知症のある人の社会参加の推進＞

- 認知症のある人と家族等や、医療福祉関係者、地元企業等の多様な主体が話し合い、民間の個人や団体などが実施しているインフォーマルな活動も含めた、様々な形の社会参加の機会の確保や参加支援について検討を行い、若年性認知症を含めて、認知症になってからも、また単身世帯であっても孤立せず、地域の一員として自分の役割を持てるよう取組を実施します。
- 高齢者が、地域社会を支える担い手として活躍できるよう、認知症のある人を含めた高齢者の活動の場をつくり、生活支援サービスの充実と介護予防の両立を図る区市町村の取組を支援します。
- 認知症のある人を含めた就労に困難を抱える方を雇用する意欲の醸成と雇用の促進を図るため、セミナーや動画等によりソーシャルファーム等に関する情報を発信します。

### ＜若年性認知症のある人への支援の充実＞

- 若年性認知症についての理解を深めるための普及啓発や、企業、介護・障害サービス事業所、医療機関向け研修会を実施するとともに、若年性認知症のある人の居場所づくりや社会参加の促進等を支援することにより、地域における支援体制の充実を図ります。
- 身近な地域で支援が受けられるよう、様々な問題を抱える家族介護者等の心理的サポートや家族間の交流を行う家族会への支援、若年性認知症のある人の活動を支援するための拠点整備に取り組む区市町村を支援します。
- 若年性認知症支援コーディネーターを配置した都内2か所の若年性認知症総合支援センターにおいて、ワンストップ相談窓口としての若年性認知症のある人と家族等への相談支援やサービス調整、ピアサポーターによる本人支援を充実していきます。
- また、若年性認知症総合支援センターにおいて蓄積したノウハウを活用し、地域包括支援センターの職員など支援者向け研修を実施するなど、地域における相談支援対応力を向上していきます。
- さらに、発症初期から本人の状態に合わせた適切な支援を提供することができるよう、若年性認知症総合支援センターが、医療、介護、福祉、雇用をはじめとした多様な主体の相互連携を促進し、顔の見える関係を構築します。
- 病気治療等と仕事の両立に向けた企業の取組事例等の発信や、様々な事情を抱える従業員等が就業継続できる職場環境の整備を推進していきます。

## 【主な施策】

### ・認知症のある人の社会参加推進事業〔福祉局〕

認知症のある人と家族等や、医療福祉関係者、地元企業等の多様な主体が話し合い、認知症のある人が地域の一員として自分の役割を持てるよう、認知症のある人の社会参加を推進します。

### ・共生社会の実現を支える認知症研究事業〔福祉局〕

東京都健康長寿医療センターが実施してきた認知症研究の知見を活かし、認知症のある人の社会参加や認知機能低下の抑制等、共生社会の実現を支えるための研究を推進します。

### ・生活支援体制整備強化事業〔福祉局〕

生活支援・介護予防サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加を推進するため、地域資源の開拓や地域活動の担い手の養成等を行う生活支援コーディネーターの養成・資質向上を図り、各区市町村が適切に配置できるように支援します。

### ・若年性認知症支援事業〔福祉局〕

職場における若年性認知症のある人への理解と支援の機運を高めるため、企業の人事担当者等を対象に研修会を開催するとともに、介護保険サービス事業所等における若年性認知症のある人の受入促進及び支援の質の向上を図るため、事業者等向け研修会を開催します。また、若年性認知症の疑いがある人への診断を正しく行うとともに、本人及び家族等が、心理的な支援や生活・介護全般での支援、本人の意欲・能力に応じた就労の継続等の適切な診断後支援を受けられるよう、医療従事者等を対象に、若年性認知症に関する正しい知識や支援方法等を習得するための研修会を開催します。

### ・若年性認知症の人と家族を支える体制整備事業〔高齢包括〕〔福祉局〕

若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症のある人の活動を支援するための拠点整備を行う区市町村の取組を支援します。

### ・若年性認知症総合支援センター運営事業〔福祉局〕

若年性認知症のある人、家族等、区市町村、地域包括支援センター等の専門機関に対するワンストップ相談窓口を設置することにより、若年性認知症のある人を早期に適切な支援に結び付け、若年性認知症特有の問題解決を図ります。また、発症初期から本人の状態に合わせた適切な支援を提供することができるよう、医療、介護、福祉、雇用など多様な主体の相互連携を促進し顔の見える関係を構築します。

事業者コラム

事業者コラム